

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

○岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

昭和六十三年七月十五日

岡山県条例第二十七号

改正 平成 元年 三月二八日条例第 七号
平成 六年 三月二五日条例第 一号
平成 九年 三月二五日条例第二六号
平成一一年 七月 九日条例第三八号
平成一二年 三月二一日条例第六七号
平成一四年 六月二八日条例第六〇号
平成一六年一二月二四日条例第五五号
平成一七年一〇月 七日条例第六六号
平成二〇年 三月一八日条例第 七号
平成二一年 九月三〇日条例第六〇号
平成二六年 三月二〇日条例第一五号
平成二八年 三月二二日条例第二五号
平成三一年 三月二二日条例第 九号

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例をここに公布する。

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

(目的及び設置)

第一条 ラグビー、サッカーその他スポーツを通じて県民の心身の健全な発達を図るため、岡山県美作ラグビー・サッカー場(以下「ラグビー・サッカー場」という。)を美作市に設置する。

(平一六条例五五・一部改正)

(業務)

第二条 ラグビー・サッカー場は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 ラグビー、サッカーその他スポーツの普及振興

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

二 ラグビー・サッカー場の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
(開場時間及び休場日)

第三条 ラグビー・サッカー場の開場時間及び休場日は、規則で定める。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定管理者による管理)

第四条 ラグビー・サッカー場の管理は、第十四条第一項の規定により知事が
指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の利用等の許可に関すること。
- 二 施設等の維持管理に関すること。
- 三 第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、ラグビー・サッカー場の運営に関すること。

(平一七条例六六・追加)

(利用等の許可)

第六条 ラグビー・サッカー場において次に掲げる行為をしようとする者は、
規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許
可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 施設等の利用
- 二 物品の販売及びこれに類する行為
- 三 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為

2 指定管理者は、前項に規定する行為が次の各号のいずれかに該当するとき
は、同項の許可を与えないことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設等を損傷するおそれがあるとき。

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。

四 その他ラグビー・サッカー場の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 指定管理者は、ラグビー・サッカー場の管理上必要な範囲内で第一項の許可に条件を付することができる。

(平一七条例六六・旧第三条線下・一部改正、平二〇条例七・一部改正)

(行為の制限)

第七条 前条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に係る行為以外の行為をしてはならない。

2 利用者は、施設等を改造し、又はラグビー・サッカー場に新たに施設若しくは設備を設けてはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(平一七条例六六・旧第四条線下、平二〇条例七・一部改正)

(入場の制限等)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ラグビー・サッカー場への入場を拒否し、又はラグビー・サッカー場からの退去を命ずることができる。

一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者

二 施設等を損傷するおそれがある者

三 その他ラグビー・サッカー場の管理上支障があると認める者

(平一七条例六六・追加)

(許可の取消し等)

第九条 指定管理者又は知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項又は第七条第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の利用を中止させることができる。

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
 - 二 第六条第三項の条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段により第六条第一項又は第七条第二項の許可を受けた者
- 2 指定管理者は、施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(平一七条例六六・旧第五条繰下・一部改正、平二〇条例七・一部改正)

(利用料金)

第十条 第六条第一項の許可を受けた行為に係る料金(以下この条において

「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、別表の一から四までに掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額及び別表の五に掲げる金額を合算した額とする。
- 3 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受け、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一二条例六七・追加、平一六条例五五・一部改正、平一七条例六六・旧第七条繰下・一部改正)

(原状回復義務)

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

第十一条 利用者は、第六条第一項の許可を受けた行為を終了したときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。第九条の規定により許可を取り消され、又は施設等の利用を中止させられたときも、同様とする。

(平一二条例六七・旧第七条線下、平一七条例六六・旧第八条線下・一部改正)

(指定管理者の公募)

第十二条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第十三条 指定管理者の指定を受けようとするものは、ラグビー・サッカー場の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定管理者の指定)

第十四条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適切と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容がラグビー・サッカー場の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- 四 その他ラグビー・サッカー場の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(事業報告書の提出)

第十五条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(業務報告等)

第十六条 知事は、ラグビー・サッカー場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定の取消し等)

第十七条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(その他)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平一七条例六六・旧第九条繰下、平二〇条例七・一部改正)

附 則

この条例は、昭和六十三年八月二日から施行する。

附 則(平成元年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第一号)抄

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第二六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第三八号)抄

この条例は、平成十一年八月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第六七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第六〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五五号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 前各号に掲げる規定以外の規定 平成十七年三月三十一日

附 則(平成一七年条例第六六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

七 第七条中岡山県美作ラグビー・サッカー場条例第十一条の次に六条を加える改正規定(第十五条に係る部分を除く。)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、次に掲げる規定により教育委員会若しくは岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年岡山県条例第七十号)に基づき事務を処理することとされた市町村の教育委員会(以下「教育委員会等」という。)が行った

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

許可(岡山県渋川青年の家及び岡山県青少年教育センター閑谷学校(特別史跡旧閑谷学校の区域外の施設に限る。)(以下「渋川青年の家等」という。))に係るものを除く。)又は教育委員会等に対して行われた当該規定の許可に係る申請(渋川青年の家等に係るものを除く。)のうち施行日においていまだ完結していないものについては、当該許可を教育委員会等が行った時又は当該申請が教育委員会等に対して行われた時において、それぞれ指定管理者が当該許可を行い、又は指定管理者に対し当該申請が行われたものとみなす。

七 第七条の規定による改正前の岡山県美作ラグビー・サッカー場条例第三条

附 則(平成二〇年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第六〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項まで及び附則第六項から第十六項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第二五号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第九号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第十条関係)

(平元条例七・平六条例一・平九条例二六・平一一条例三八・平一二条例六七・平一四条例六〇・平一六条例五五・平一七条例六六・平二

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

一条例六〇・平二六条例一五・平二八条例二五・平三一条例九・一部改正)

一 主競技場等

| 区分 | | | 基準額 | | | |
|----------|----------------|--------------|---------------|------------|-----------------|----------------------------|
| | | | 午前八時三十分から正午まで | 正午から午後五時まで | 午前八時三十分から午後五時まで | 午前八時三十分以前又は午後五時以後の使用一時間につき |
| 主競技場 | アマチュアスポーツ | 高校生以下の者によるもの | 五、〇二〇円 | 七、五三〇円 | 一〇、〇五〇円 | 一、八〇〇円 |
| | | その他の者によるもの | 七、五三〇円 | 一一、三〇〇円 | 一五、〇八〇円 | 二、七二〇円 |
| | アマチュアスポーツ以外のもの | | 三七、七〇〇円 | 五六、五六〇円 | 七五、四二〇円 | 一三、六一〇円 |
| 補助競技場(芝) | 専用施設 | 高校生以下の者によるもの | 四、二一〇円 | 六、二八〇円 | 八、三三〇円 | 一、四五〇円 |
| | | その他の者によるもの | 六、二八〇円 | 九、四七〇円 | 一二、五六〇円 | 二、二七〇円 |

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

| | | | | | | |
|------------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| | | ツ | | | | |
| | | アマチュアスポーツ以 外のもの | 三一、四 二〇円 | 四七、四 五〇円 | 六二、八 五〇円 | 一一、四一 〇円 |
| 練習 使用 | アマチュア スポーツ | 高校生以下の者 によるもの | 一チーム一時間につき 〇円 | 一、三五 | 一、四五〇 円 | |
| | | その他の者による もの | 一チーム一時間につき 〇円 | 二、一四 | 二、二七〇 円 | |
| | アマチュアスポーツ以 外のもの | 一チーム一時間につき 八〇円 | 一〇、七 | 一一、四一 〇円 | | |
| 補助 競技場 (クレ ー) | 専用 使用 | 高校生以下の者 によるもの | 三、三〇 〇円 | 五、〇二 〇円 | 六、七三 〇円 | 一、二四〇 円 |
| | | その他の者による もの | 五、〇二 〇円 | 七、五三 〇円 | 一〇、〇 五〇円 | 一、八〇〇 円 |
| | アマチュアスポーツ以 外のもの | 二五、一 三〇円 | 三七、七 〇〇円 | 五〇、二 八〇円 | 九、一三〇 円 | |
| 練習 | アマチュア | 高校生以下の者 によるもの | 一チーム一時間につき 〇円 | 一、一三 | 一、二四〇 円 | |

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

| | | | | | | |
|--------------------------|----------------------------|--------------------|-----------------|-------------|-------------|------------|
| 習 使 用 | マ | よるもの | ○円 | | | 円 |
| | チ | その他の者による | 一チーム一時間につき 一、六九 | | | 一、八〇〇 |
| | ユ ア ス ポ ー ツ | もの | ○円 | | | 円 |
| | | アマチュアスポーツ以 外のもの | 一チーム一時間につき 八、五六 | | | 九、一三〇 円 |
| ミー ティ ング 広 場 | ア | 高校生以下の者に | 二、〇四 | 三、一八 | 四、二一 | 七九〇円 |
| | マ | よるもの | ○円 | ○円 | ○円 | |
| | チ | その他の者による | 三、一八 | 四、六七 | 六、二八 | 一、一三〇 |
| | ユ ア ス ポ ー ツ | もの | ○円 | ○円 | ○円 | 円 |
| | | アマチュアスポーツ以 外のもの | 一五、六 〇〇円 | 二三、四 五〇円 | 三一、四 二〇円 | 五、七一〇 円 |

備考

- 一 金額を一時間について定めている場合において、利用時間が一時間未
満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、その利
用時間又はその端数時間を一時間として計算する。
- 二 準備又は取り片づけのための時間は、利用時間に含める。

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

三 補助競技場の半面を利用する場合の利用料金の基準額は、所定の基準額の欄に掲げる額の二分の一とする。

四 主競技場又は補助競技場の利用に係る料金を納付した者は、ミーティング広場の利用について料金の納付を要しない。

五 高校生以下の者とは、学齢未満の者、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の児童及び生徒その他これらに準ずる者をいう。

二 会議室等

| 区分 | 単位 | 基準額 |
|---------------|---------|------|
| 会議室 | 一時間につき | 四七〇円 |
| 大会議室 | 一時間につき | 二二〇円 |
| 小会議室 | 一時間につき | 一一〇円 |
| 放送室 | 一日につき | 二二〇円 |
| 更衣室 | 一室一日につき | 二二〇円 |
| 審判員室 | 一日につき | 二二〇円 |
| 特別室(警備員室を含む。) | 一時間につき | 三四〇円 |
| 湯沸し室 | 一日につき | 二二〇円 |

備考

一 利用時間若しくは利用期間が単位未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間又は期間を一単位として計算する。

二 準備又は取り片づけのための時間は、利用の時間に含める。

三 器具及び設備

| 区分 | 単位 | 基準額 |
|-------|---------|------|
| ビデオ装置 | 一式一回につき | 三四〇円 |

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

| | | |
|----------------|----------|--------|
| オーバーヘッドプロジェクター | 一台一回につき | 三四〇円 |
| 放送設備 | 一式一日につき | 一、二四〇円 |
| 扇風機 | 一台一時間につき | 六〇円 |
| ストーブ | 一台一時間につき | 一一〇円 |
| 長机 | 一脚一日につき | 七〇円 |
| いす | 一脚一日につき | 三〇円 |
| テント | 一張り一日につき | 八六〇円 |
| スクラムマシン | 一台一時間につき | 二二〇円 |
| タックルマシン | 一台一時間につき | 一一〇円 |
| 電光得点表示板 | 一時間につき | 二二〇円 |
| 浴室(シャワーを含む。) | 一人一回につき | 二二〇円 |
| シャワー | 一人一回につき | 一一〇円 |
| 照明設備 | 一時間につき | 三、六五〇円 |

備考

一 利用期間若しくは利用時間が単位未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間又は時間を一単位として計算する。

二 照明設備の点灯の割合を二分の一とした場合の当該照明設備に係る利用料金の基準額は、所定の基準額の欄に掲げる額の二分の一とする。

四 冷暖房設備(一時間につき)

| 区分 | 基準額 | | |
|------|-----|------|------|
| | 放送室 | 審判員室 | 特別室 |
| 冷房設備 | | 二〇〇円 | 三六〇円 |
| 暖房設備 | | 一五〇円 | 二五〇円 |

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例

備考 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を一時間として計算する。

五 その他

| 区分 | 単位 | 金額 |
|----------------------|----------------------|---------------------|
| 第六条第一項第二号又は第三号に掲げる行為 | 指定管理者が知事の承認を受けて定める単位 | 指定管理者が知事の承認を受けて定める額 |
| 入場料を徴収する場合の利用 | 一日につき | 最高入場料に百を乗じて得た額 |

備考 利用期間が一日未満であるときは、その利用期間を一日として計算する。